

北広島市高齢者保健福祉計画・  
第6期介護保険事業計画  
概要版



平成 27 年 3 月

北広島市



## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画の概要

我が国では、急速な少子高齢化が進んでおり、本市の高齢者数も15,992人(平成26年9月30日現在)、高齢化率も26.8%と、全国平均の25.7%(総務省「人口推計」平成26年6月1日現在)より上回っています。

高齢化がさらに加速することで、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加も予想されます。

平成26年6月には、高齢者が尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力を生かし、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、介護保険法が改正されました。

本市の第5期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護サービスや福祉サービスの他、市や市民組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者などとの協働による、日常生活を支援するための地域支え合い体制づくりを進めてきました。

今計画では、前計画についての政策評価などを踏まえながら、さらなる「地域包括ケアシステム」の実現にむけて、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに介護保険事業の安定的運営を目的として平成27年度から平成29年度までの3年間の施策の考え方および目標を定め、新たな計画を策定するものです。

### 第2節 計画の性格および位置付け

#### 1. 計画の性格

この計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、北海道高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画や、市の諸計画との整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

#### 2. 法令等の根拠

- (1) 高齢者保健福祉計画 : 老人福祉法 第20条の8第1項
- (2) 介護保険事業計画 : 介護保険法 第117条第1項および同条第4項

#### 3. 計画期間

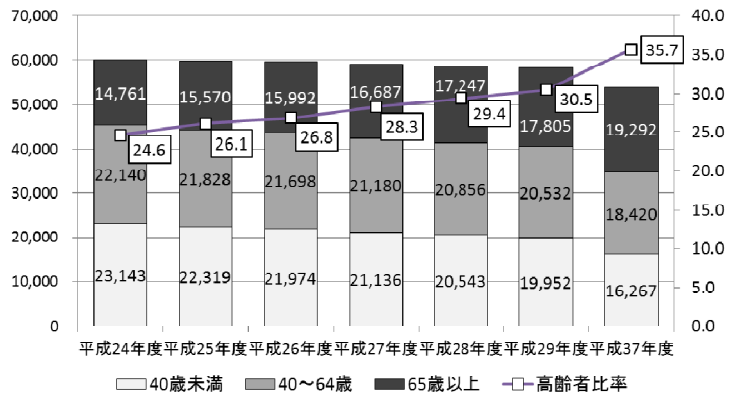
この計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3か年とします。これまでの介護保険事業計画は、介護保険料率が概ね3年を通じ財政の均衡を保つものとされているため、3年ごとに策定しています。

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画																	
		見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画														
			見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画													
				見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画												
					見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画											
						見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画										
							見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画									
								見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画								
									見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画							
										見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画						
											見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画					
												見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画				
													見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			
														見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		
															見直し	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	

## 第2章 高齢者の現状と将来推計

### 1 人口の推移と高齢者人口

平成26年9月30日現在の住民基本台帳による北広島市の総人口は、59,664人となっています。このうち、65歳以上の高齢者人口は15,992人で、総人口の26.8%を占めています。また、平成37年度には65歳以上の高齢者人口が19,292人、総人口の35.7%を占めると推計されます。



(注1) 平成24年度～平成25年度は住民基本台帳による3月31日の数値です。

(注2) 平成26年度は住民基本台帳による9月30日の数値です。

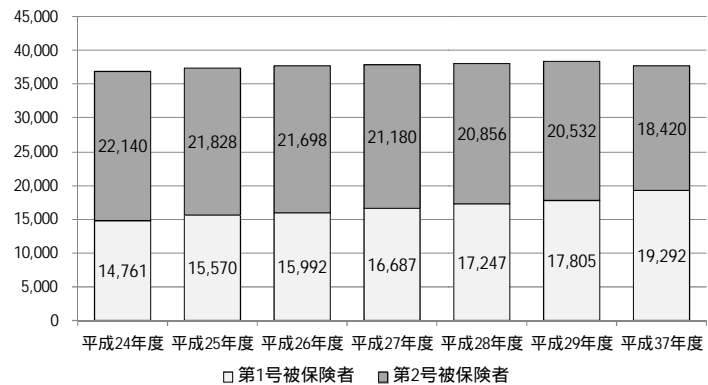
(注3) 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

(注4) 平成27年度以降は平成20年度～平成25年度の実績を基に推計を行っています。

(注5) 各年度の数値は、特に記載のあるものを除き、3月31日の推計数値です。(以下同じ)

### 2 被保険者数

被保険者数については、第2号被保険者(40～64歳)が平成26年9月30日現在の21,698人から平成37年度の18,420人へと15.1%減少することが見込まれます。また、第1号被保険者(65歳以上)は同期間に15,992人から19,292人へと20.6%増加することが見込まれます。

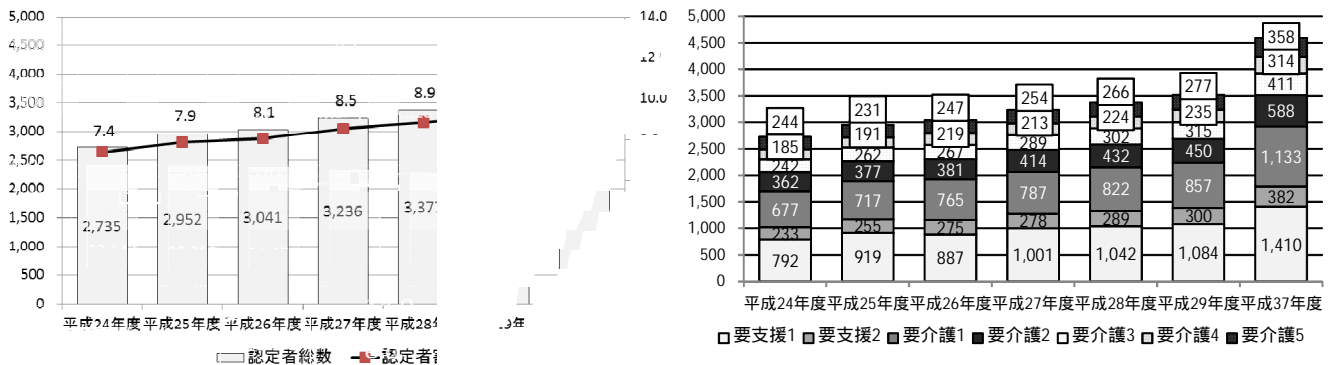


第5期 被保険者推移

第6期 被保険者推計

### 3 認定者数

認定者数については、平成26年度の3,041人から平成37年度の4,596人へと51.1%増加することが見込まれます。また、被保険者数に対する認定者の割合についてみると、平成26年度の8.1%から平成37年度の12.2%に増加することが見込まれます。各年の要支援・要介護認定者数は図に示すとおりです。



第5期 認定者推移

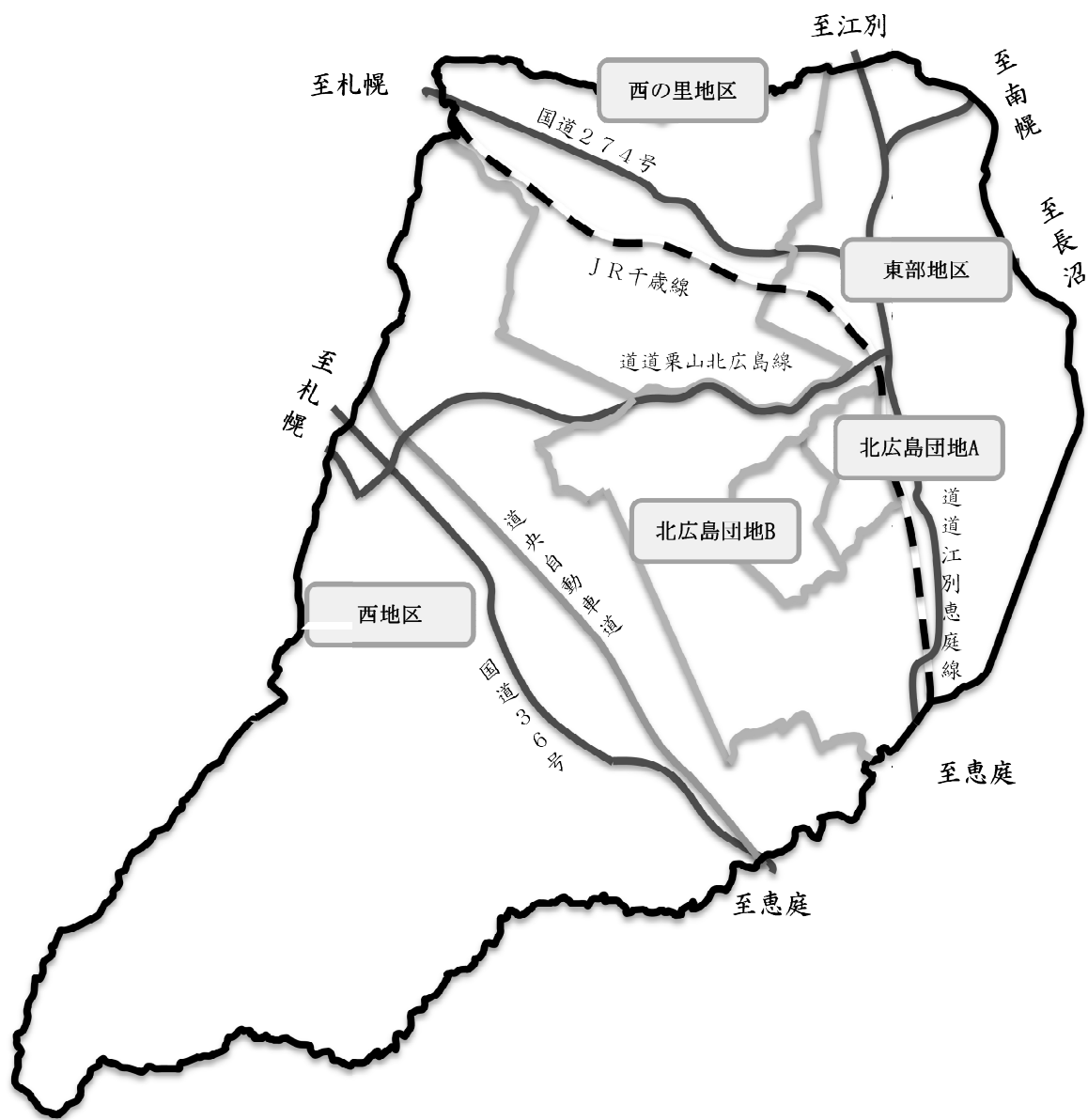
第6期 認定者推計

第5期 介護度別推移

第6期 介護度別推計

#### 4 日常生活圏域

北広島市では、高齢者が住み慣れた地域でのサービス利用を基本とした高齢者自身の選択によるサービス利用を行うことができるよう、日常生活圏域を5圏域に設定しています。



東部地区	中の沢・北の里・共栄・共栄町・東共栄・美咲き野・中央・朝日町・稲穂町西・稲穂町東・新富町東・新富町西・美沢・東の里・富ヶ岡・南の里
西の里地区	西の里・虹ヶ丘・西の里北・西の里東・西の里南
西地区	希望ヶ丘・輪厚・輪厚中央・輪厚元町・輪厚工業団地・島松・三島仁別・大曲・大曲中央・大曲末広・大曲柏葉・大曲工業団地 大曲南ヶ丘・大曲緑ヶ丘・大曲光・大曲幸町・大曲並木
北広島団地A地区	栄町・広葉町・北進町・輝美町・青葉町・若葉町・南町・白樺町
北広島団地B地区	松葉町・泉町・高台町・里見町・山手町・緑陽町

## 第3章 基本理念・基本目標

### 第1節 基本理念

#### すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で共に支え合うまちづくりの実現

高齢化が急速に進んでいる中で、これからの高齢化社会を支えていくには、行政のサービスだけではなく、各事業者、関係機関、関係団体、地域住民などの連携が欠かせません。さらに、高齢者自身が有する能力を社会の中で発揮し、「支援される側」「支援する側」といった画一的な関係性ではなく、お互いが認めあい、地域全体で支え合うことがとても大切です。

本計画では北広島市に住むすべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支え合えるまちづくりの実現をめざします。

### 第2節 基本目標

基本目標1 介護予防と自立支援	自立した生活を継続するために、高齢者の健康や介護予防に必要な知識の普及を促進し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の把握に努め、各種事業への参加促進などにより自立生活への支援を図ります。また、市民への介護予防の必要性や事業の周知を強化し、介護予防への理解を深めます。
基本目標2 介護サービスの充実	介護サービスや在宅福祉サービスの基盤整備について、高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心な生活が送れるよう医療と介護との連携を強化します。また、地域密着型の整備等を促進し、きめ細かなサービス体制の充実を図ります。
基本目標3 地域支援体制の構築	高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を地域包括支援センター（高齢者支援センター）が担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。
基本目標4 生きがいと社会参加の促進	高齢者が豊かな経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活が送ることができるよう支援を行っていきます。

### 第3節 施策の体系



## 第5章 基本目標1 介護予防と自立支援

### 第1節 日常生活を支援する体制整備

#### 1 総合事業の確立

第6期計画中に現行の地域支援事業を見直し、専門的なサービスだけでなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、多様化、充実させた総合事業が実施されることとなります。「支援する側」と「支援される側」という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを深め、能力に応じた柔軟な支援により、自立意欲の向上もめざします。

#### 2 生活支援サービスの確保

生活支援サービスの各事業の利用見込み数は以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
おむつサービス【継続】	利用者数	260	290
配食サービス【継続】	利用実人数	320	380
緊急通報システム【継続】	新規設置数	20	45
移送サービス【継続】	実人数	70	70
除雪サービス【継続】	利用世帯数	300	350
訪問理容サービス【継続】	利用者数	65	80
日常生活用具給付【継続】	利用者数	0	10
救急情報キット・エルフィンパトン普及事業【継続】	配布世帯数	450	500
テレホンサービス【廃止】	利用実人数	2	-
融雪装置設置費補助事業【廃止】	利用世帯数	2	-
家族介護慰労事業【廃止】	給付件数	1	-

### 第2節 介護予防の推進

#### 1 一次予防事業の充実

一次予防事業の利用見込み数は以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
健康運動教室【継続・総合事業へ移行】	参加者数	70	100
脳健康教室【継続・総合事業へ移行】	参加者数	15	20
生活講座【継続・総合事業へ移行】	参加者数	15	40
健康増進講演会【継続・総合事業へ移行】	参加者数	99	150
高齢者出前健康講座【継続・総合事業へ移行】	参加延べ人数	600	600
介護予防サポーター育成事業【継続・総合事業へ移行】	脳健康教室 サポーター数	14	20
	健康運動教室 サポーター数	7	10

#### 2 二次予防事業の充実

二次予防事業の利用見込み数は以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み	
二次予防事業対象者把握事業【継続・総合事業へ移行】	実施者数	100	-	
高齢者健康教室【継続・総合事業へ移行】	水中運動教室	参加者数	35	45
	健康運動教室	参加者数	30	30
機能訓練教室【継続・総合事業へ移行】	参加者数	12	60	
口腔ケア事業【継続・総合事業へ移行】	参加者数	0	-	
生きがいデイサービス事業(おたっしゃ塾)【継続・総合事業へ移行】	利用者数	40	45	
訪問指導事業【継続・総合事業へ移行】	参加者数	0	3	



## 第6章 基本目標2 介護サービスの充実

### 第1節 医療と介護との連携および介護給付等対象サービスの充実

#### 1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

##### (1) 居宅サービス利用者の実績と見込み

居宅サービス利用者の見込みは以下のとおりです。

(単位：人/月)

区 分	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	517	321	347	405
訪問入浴介護	11	16	20	23
訪問看護	184	217	264	316
訪問リハビリテーション	44	46	56	65
居宅療養管理指導	254	435	550	649
通所介護	847	550	639	777
通所リハビリテーション	218	317	398	465
短期入所生活介護	113	122	145	170
短期入所療養介護	25	36	45	52
特定施設入居者生活介護	138	182	214	248
福祉用具貸与	535	734	910	1,060
特定福祉用具販売	24	33	41	48
居宅介護住宅改修	26	36	45	52
居宅介護支援	1,457	1,777	2,155	2,537

(注) 要支援1、2および要介護1～5の利用者数を合算しています。(以下同じ)

#### 2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

##### (1) 地域密着型サービス

地域密着型サービス利用者の見込みは以下のとおりです。

(単位：人/月)

	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	-	15	15	15
認知症対応型通所介護	38	31	37	44
認知症対応型共同生活介護	168	204	240	276
小規模多機能型居宅介護	23	73	96	119
複合型サービス	18	25	45	45

##### (2) 施設サービス

市内の介護保険施設の設置状況、サービス利用者の見込みは以下のとおりです。

(単位：か所、床)

(単位：人/月)

区 分	施設数	ベッド数	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3	250	183	228	256	299
介護老人保健施設 (老人保健施設)	2	190	144	144	161	189
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	3	154	39	39	39	39
合 計	8	594	366	411	456	527

### (3) 介護給付見込み量確保について

地域密着型以外の介護給付サービスについては、既存のサービス事業者の事業拡大や提供サービスの多様化によって、供給量は確保していきます。

特定施設入居者生活介護については、市内における需要は満たしていることから、第6期計画においては、新たな整備は見込んでいません。

介護保険施設については、介護保険施設には待機者が多くニーズが高いことがうかがえます。しかしながら、今後「特養」への入所は原則、要介護度3以上の要介護者に限られることとなります。また、認知症高齢者は、要介護度が低くても自宅での生活が難しいケースが多くみられます。そのような高齢者を住み慣れた地域で生活ができるような受け皿を整備することを優先するため、第6期中は現状の施設で対応することとします。

#### 1 公募による整備予定事業所

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）9人2ユニットを2か所  
小規模多機能型居宅介護施設  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 3 医療・介護連携を図るための体制整備

#### (1) 在宅生活復帰支援事業【継続】

在宅生活復帰支援事業の利用実人数の見込みは以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
在宅生活復帰支援事業【継続】	利用実人数	2	15

#### (2) 在宅医療と介護の連携推進【新規】

北海道の支援のもと市が主体となって医師会などと協働して在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備を行うため、医療から介護、介護から医療へのサービスの理解を深めるための場を設け、またその体制を担う人材の確保・養成を推進します。

### 4 低所得者対策【継続】

社会福祉法人による利用者負担軽減制度は、所得が低く生活困窮となっている人に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

### 5 介護保険市特別給付【廃止】

市独自事業として、介護保険市特別給付を実施してきましたが、経過措置として事業を開始してから9年が経過し利用者が減少しています。一定の役割を果たしたと考えられることから、廃止することとしました。

## 第7章 基本目標3 地域支援体制の構築

### 第1節 地域支援体制の推進

高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を地域包括支援センターが担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。

高齢者の尊厳確保と虐待防止への取組みは、相談に迅速に対応できるよう、窓口の周知活動を行うとともに、「高齢者虐待防止相談対応マニュアル」に基づき、関係機関等と連携して対応します。

認知症対策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりや認知症高齢者等SOSネットワークなどの普及に努めます。

#### 1 地域包括ネットワークの構築

地域包括ネットワークの構築に関する各事業の見込みは以下のとおりです。

事業名		単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
地域包括支援センター (高齢者支援センター)の運営	予防給付ケア マネジメント	年間延べ件数	4,740	5,200
		年間管理述べ件数	7,620	8,600
窓口・電話等相談事業【継続】		相談延べ件数	4,300	5,100
高齢者実態把握事業【継続】		実態調査件数	1,237	1,500
高齢者等地域見守り事業【継続】		協力機関数	15	30

#### 2 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進

##### (1) 地域ケア会議【継続】

地域ケア会議の見込みは以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
地域ケア会議【継続】	連絡会議実施回数	3	3
	全体会参加人数	150	200
	全体会実施回数	1	2

連絡会議：各地区の地域ケア会議運営状況や課題を把握し、地域ケア会議の円滑な推進について検討します。  
全体会：各地区の地域ケア会議相互の情報交換や研修を行います。

##### (2) 介護従事者フォローアップ研修事業【継続】

介護サービス事業者を取りまとめる団体を支援することで、関係機関との連携につながり、介護保険事業の円滑な運営につながっていることから、事業を継続して実施します。

##### (3) 地域包括ケアシステムの普及啓発【新規】

北広島市がめざす地域包括ケアシステムについて、幅広く市民へ普及啓発し、多様な主体と自治体が協働しながら地域全体を支え合う「共助」の体制づくりをめざします。

## 第2節 認知症施策の推進

### 1 認知症の人の住みやすい地域づくり

#### (1) 認知症ケアパスの確立【新規】

認知症と疑われる症状が発生した場合、認知症の人やその家族に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるように、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスの作成を平成27年度に行います。

#### (2) 認知症カフェおよびサロンの開設など【新規】

認知症高齢者の実態や社会資源などを把握した結果をもとに、認知症になった人の症状を改善する取組みや、認知症カフェやサロンなど、認知症の人とその家族を支える事業を展開しサービスの充実を図ります。

### 2 家族への支援を包括的、継続的に実施する体制構築

各事業の見込みは以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
認知症高齢者支え合い事業【継続】	利用者数	21	31
	登録支え合い員数	42	67
家族支援事業【継続】	介護と上手につきあう講座	参加者数	40
	認知症高齢者を介護する家族のための講座	参加者数	35
認知症啓発団体支援事業【継続】	サポーター養成数	600	600
認知症高齢者等SOSネットワーク事業【継続】	新規登録者数	18	30
いどころ発信システム助成事業【継続】	利用者数	5	12

## 第3節 権利擁護施策の推進

### 1 高齢者および障がい者の権利擁護事業の体制整備

#### (1) 「(仮称)権利擁護センター」の設立【新規】

高齢者や障がい者の権利擁護の取組みの中核を担う「(仮称)権利擁護センター」は平成28年度に設置をめざします。「(仮称)権利擁護センター」には、社会福祉士などの専門職を配置し、成年後見制度の普及啓発、利用の促進を実施し、市民後見人の育成を行える機関として位置づけます。また、利用する高齢者などに混乱が生じないように、地域包括支援センター(高齢者支援センター)等の役割の整理を行います。

### 2 権利擁護の普及啓発、市民後見人の育成

#### (1) 成年後見制度利用支援事業【拡大】

平成28年度に設置予定の「(仮称)権利擁護センター」が、市民後見人の育成などを担うこととしていますが、成年後見制度の利用のニーズが高まっていることから、関係部署、関係機関、「(仮称)権利擁護センター」との連携を図りながら、一体的かつ継続的な支援を進めます。成年後見制度利用支援事業の見込みは以下のとおりです。

区 分	平成26年度見込み	平成29年度見込み
相談延べ件数	100	130
市長申立て件数	2	2
市民後見人フォローアップ講座参加延べ人数	100	100
市民後見人フォローアップ講座開催回数	4	4

## (2) 高齢者虐待防止ネットワーク事業【継続】

高齢者虐待防止ネットワーク事業の見込みは以下のとおりです。

区分		平成26年度見込み	平成29年度見込み
相談件数	相談件数	20	20
	虐待認定件数	10	10
虐待防止事業推進連絡会議	実施回数	1	1
研修会	参加人数	80	80
	実施回数	2	2

### 第4節 高齢者の住まい

#### 1 高齢者住宅の確保

各事業の見込みは以下のとおりです。

事業名	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
サービス付き高齢者向け住宅の確保【継続】	施設数	6	-
自立援助住宅改修助成事業【継続】	利用者数	0	5
住宅改修支援事業【継続】	利用者数	105	130

#### 2 まちづくりの整備促進

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、より安心して生活を送ることができるよう、以下の4事業を実施します。

事業名
居住環境の向上【継続】
公営住宅の整備【継続】
空き地・空き家バンク制度【継続】
道路・交通環境の整備【継続】

## 第8章 基本目標4 生きがいと社会参加の促進

### 第1節 高齢者の社会参加の促進

各事業の見込みは以下のとおりです。

健康で自由な余暇、趣味活動の充実	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
老人クラブ活動の充実【継続】	対象者数	1,069	1,130
長寿祝福事業【継続】	対象者数	13	31
ふれあい温泉事業【継続】	利用者延べ人数	28,000	38,000
福祉バス運行事業【継続】	利用者延べ人数	8,980	9,000
シルバー活動センター事業【継続】	利用延べ回数	12,500	13,000
高齢者サービス啓発事業【継続】	発行部数	5,000	5,000
ミニデイサービス支援事業	ミニデイサービス	利用延べ人数	8,800
【継続・総合事業へ移行】	地域お茶の間	利用延べ人数	2,300
社会教育事業【継続】	-	-	-
体育事業【継続】	-	-	-
知識と経験を生かした社会参加	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
介護支援ボランティア事業【継続】	登録者数	98	250
	活動者数	84	230
民生委員・児童委員、地区社会福祉委員活動【継続】	-	-	-
避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり【新規】	-	-	-
就労機会の確保	単位	平成26年度見込み	平成29年度見込み
シルバー人材センター活用支援事業【継続】	-	-	-
コミュニティビジネスの創出支援【継続】	-	-	-

## 第9章 介護保険事業費の見込みと保険料について

### 介護保険事業費の見込み

本計画期間中の介護保険事業の介護給付費、予防給付費、地域支援事業費用額、標準給付費の見込み額は表のとおりです。

利用者の自己負担分を除いた標準給付費の見込みは、介護給付総額（ ）と予防給付総額（ ）に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス費等給付額、補給付の見直しに伴う財政影響額、審査支払手数料を加えて算定します。

その結果、標準給付費等見込額は、3年間で120億6,768万円が見込まれます。

さらに、地域支援事業費6億1425万円を標準給付費見込額に加え126億8,193万円を第6期介護保険事業計画総事業費として算定しました。

(単位：千円)

介護給付額の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3か年合計	平成37年度
居宅サービス	1,425,562	1,508,824	1,644,313	4,578,699	2,672,102
地域密着型サービス	649,474	824,793	824,912	2,299,179	1,221,397
介護保険施設サービス	1,159,555	1,200,704	1,244,093	3,604,352	1,586,382
介護給付費計( )	3,234,591	3,534,321	3,713,318	10,482,230	5,479,881
予防給付額の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3か年合計	平成37年度
居宅サービス	340,258	374,088	213,184	927,530	318,851
地域密着型サービス	6,899	9,094	9,082	25,075	18,256
予防給付費計( )	347,157	383,182	222,266	952,605	337,107
地域支援事業の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3か年合計	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	40,959	44,385	250,717	336,061	365,910
包括的支援事業・任意事業費	87,257	92,582	98,350	278,189	143,820
地域支援事業計( )	128,216	136,967	349,067	614,250	509,730

総事業費の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3か年合計	平成37年度
標準給付費見込額	3,795,813	4,121,150	4,150,713	12,067,676	6,117,125
介護給付・予防給付費総額( + )	3,581,748	3,917,503	3,935,584	11,434,835	5,816,988
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	18,708	31,112	30,770	80,590	48,326
高額介護サービス費等給付額	70,545	73,845	77,145	221,535	103,545
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,753	15,313	16,873	45,939	29,353
特定入所者介護サービス費等給付額	159,153	168,553	177,953	505,659	253,153
補給付の見直しに伴う財政影響額	15,201	27,880	31,405	74,486	44,676
審査支払手数料	4,523	4,928	5,333	14,784	7,088
地域支援事業費見込額( )	128,216	136,967	349,067	614,250	509,730
総事業費計	3,924,029	4,258,117	4,499,780	12,681,926	6,626,855

端数処理の関係で計が一致しないことがあります。

## 介護保険料について

保険料収納必要額をもとに第6期の第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定すると、5,200円となります。

第5期計画では、介護保険事業の保険料収納必要額を算出するときに、第1期から第4期までの間に積み立ててきた介護給付費準備基金などを用いて、保険料基準額（月額）を3,800円とすることとしました。

今計画では、高齢者の増加にともない介護保険を利用する人も年々増加していること、第5期期間中に必要な支出額に対して収入額が不足したことによる借入金が生じたこと、介護給付費準備基金がなくなったことから、収支の均衡を図るため上記の基準額となりました。

保険料の段階設定については、国では標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直しました。北広島市においては、国の標準9段階を基本としながらも、第5期計画との均衡を考慮した段階設定とします。特に別枠で公費を投入して軽減を強化する低所得者層については、国の標準段階と同じとします。

現行 第5期 の段階	改正後 第6期 の段階	被保険者数 構成割合 (%)	対 象 者	現行 第5期(H24~26)			改正後 第6期(H27~29)			国の標準段階	
				負担割合 (基準額×)	年 額 (円)	月額換算 (円)	負担割合 (基準額×)	年 額 (円)	月額換算 (円)	負担割合 (基準額×)	段 階
第1段階	第1段階	18.9	生活保護を受給の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	20,520	1,710	0.45	28,080	2,340	0.45	第1段階
			世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	0.50	22,800	1,900	(0.50)	(31,200)	(2,600)	(0.50)	
軽減 第3段階	第2段階	6.1	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.625	28,500	2,375	0.60	37,440	3,120	0.75	第2段階
第3段階	第3段階	6.9	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が120万円を超える方	0.75	34,200	2,850	0.75	46,800	3,900	0.75	第3段階
軽減 第4段階	第4段階	18.5	本人のみが市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	0.875	39,900	3,325	0.85	53,040	4,420	0.90	第4段階
第4段階 【基準額】	第5段階 【基準額】	10.0	本人のみが市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円を超える方	1.00	45,600	3,800	1.00	62,400	5,200	1.00	第5段階 【基準額】
			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	57,000	4,750	1.20	74,880	6,240	1.20	第6段階
第5段階	第7段階	17.4	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方				1.30	81,120	6,760	1.30	第7段階
			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	1.50	68,400	5,700	1.50	93,600	7,800	1.50	第8段階
第6段階	第8段階	9.0	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	1.50	68,400	5,700	1.50	93,600	7,800	1.50	第8段階
第7段階	第9段階	1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.65	75,240	6,270	1.65	102,960	8,580	1.70	第9段階
第8段階	第10段階	1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.80	82,080	6,840	1.80	112,320	9,360	1.70	

( )は別枠公費による軽減強化前

## 第10章 計画の円滑な推進のために

### 第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートする前年(平成11年)の当市の高齢者人口は7,846人でしたが、平成26年に15,992人となり、15年間で約2倍に増加しました。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加しており、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、地域支援事業が見直しとなり、今まで以上に市町村が中心となって、地域づくりを推進することとなります。

本計画では、これまでの計画で推進してきた「地域包括ケアシステム」の構築を実現するため、現在抱える課題に対して多面的に取り組んでいきます。増加する認知症高齢者への対策に重点を置き、認知症グループホームや、小規模多機能型居宅介護などの整備を図るとともに、認知症ケアパスの作成、認知症カフェの開設を行うこととします。

高齢者の権利擁護のための取組みとして、成年後見制度などの支援・相談や、市民後見人の育成・活用、権利擁護の普及啓発を行う中核的な機関として、「(仮称)権利擁護センター」を設置します。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため行政として地域包括ケアシステムの実現に向けて、ボランティア活動やNPO法人等の市民主導による支え合う地域づくりを推進し、各事業所・関係機関・関係団体などと連携して支援していきます。

### 第2節 総合的なケア体制の整備

4か所の地域包括支援センター(高齢者支援センター)を設置し、保健、福祉、医療の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域包括支援センター(高齢者支援センター)が持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化、充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口や苦情処理体制の充実、行政、民間、市民団体など関係機関の緊密な連携による支援など、高齢者のための総合的なケア体制を整備していきます。